

02 「〇〇ペイで返金」は詐欺です！

欲しかった服がインターネットでかなり安価で販売されていたので、購入しようと思い代金を前払いで個人名義の銀行口座に振り込んだ。しかし後日、業者から「商品が欠品しています。〇〇ペイで返金します。」とメールが届いた。無料通話アプリで担当者から指示されながら〇〇ペイでの返金手続きを進めたところ、返金ではなく、合計10万円ほど送金させられていた。

対策 「〇〇ペイでのみ返金可能」と言われた場合は詐欺の可能性を疑い、業者の指示には従わないようにする

希少性のある商品や、通常価格より大幅に値引きされている商品が販売されていた場合、信用できる業者がサイト内記載の住所や連絡先など、業者の情報をしっかり確認しましょう。

支払い方法が個人名義の銀行口座への振り込みの場合、詐欺の可能性が高いので振り込まないようにしましょう。

03 オンラインゲーム課金のトラブル

ケース1

日ごろから、小学生の娘に母親の古いスマホを自宅のWi-Fiにつなげて使用させていた。課金には母親の指紋認証が必要な設定にしていたが、母親のアカウントにログインした状態であったため娘が自分の指紋を追加登録して約6万円ゲーム課金してしまった。

ケース2

中学生の息子が自身のスマホで50万円以上ゲームに課金をしていた。数年前に父親がゲーム以外のことで息子のスマホにクレジットカードを登録したことがあり、息子はそのクレジットカードで課金をしていた。

対策 スマホの設定状況を確認しておく

トラブルを未然に防ぐために、次の項目をチェックしましょう。

- ・子どもが使用するスマホなどにクレジットカードの情報が保存されたままになっていないか
- ・保護者のアカウントにログインした状態で渡していないか
- ・毎月クレジットやキャリア決済の利用明細を確認しているか
- ・決済完了メールが届くように設定し、必ず確認しているか
- ・キャリア決済の上限額を適切な金額に設定しているか
- ・ペアレンタルコントロール機能（子どもが使用する端末などに保護者が機能制限〔フィルタリングなど〕を設けること）の設定をしているか

！「国際電話」を使用する詐欺電話が多発しています！

固定電話の場合、海外との電話が不要な人は、無償で発着信を休止することができます。トラブルを未然に防ぐためにも、できる取り組みから始めましょう。

☎国際電話不取扱受付センター ☎0120-210-364
相談時間 9:00～17:00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

消費者トラブル無料相談をご利用ください

消費生活センターでは、「商品やサービス契約をして事業者とトラブルになった」、「製品を使ってけがをした」、「ネット動画の広告を見て購入したが、粗悪品が届いた」など、消費生活に関するさまざまな相談を無料で受け付けています。

個人情報や相談内容などの秘密は守られます。気軽にご相談ください。

☎天草市消費生活センター（市役所本庁舎1階） ☎32-6677
相談時間 9:00～17:00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

市役所各支所でオンライン相談ができます！

市役所本庁舎まで出向かなくても、近くの支所で消費生活相談員にパソコンを通じて相談することができます。

パソコンの操作などは職員が行いますのでご安心ください。

予約制のため、まずは電話で消費生活センターまで問い合わせをお願いします。

ちょっとしたトラブルでも1人で悩まず、まずはご相談ください。



市民の皆さんにお願い

「天草市安心・安全メール」や「天草市公式LINE」で、市内で発生している詐欺や悪質業者などの情報をお知らせしています。ぜひご登録ください。



▲安心・安全メール



▲公式LINE

消費生活相談トラブル事例紹介

01 定期購入トラブル

SNSの広告を見て事業者の販売サイトに進み、いつでも解約可能な定期購入と思ってサブリメントを後払いで購入した。初回分が届き代金を支払った後、事業者から2回目の商品が届いた。解約しようと販売サイトの事業者に電話したところ「4回継続が条件のコースだから解約はできない。解約したい場合は2回目の代金と違約金の支払いが必要」と言われた。

対策 ネットショッピングの「定期購入」では、申し込む前に「最終確認画面」をよく確認する

- ・定期購入が条件になっていないか。
- ・購入回数や支払い総額は確認したか。
- ・解約方法を確認したか。

※契約条件が記載されている「最終確認画面」をスクリーンショット（パソコンやスマホの画面を画像として保存すること）や印刷などで残しておきましょう。